

【事案Ⅲ－３】自然災害共済金請求

・ 平成 28 年 10 月 18 日 裁定終了

<事案の概要>

平成 28 年 1 月の降雪により、申立人所有の貸し工場の屋根の一部が損壊し、雨漏りがした結果、本件建物の 2 階及び 1 階に雨漏りによる被害が生じたとして、上記雨漏りにより本件建物が被った損害の 50%に相当する金額の支払を求めたのに対し、被申立人らが、上記雨漏りは本件建物の経年劣化によるものであり、自然災害によってもたらされたものではないとして支払を拒否したため、共済金の支払を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、自然災害共済金を支払え、との判断を求める。

- (1) 申立人は、修理業者に依頼して降雪により損害を受けた場所を特定した上で、被申立人に対し自然災害共済金の支払を求めたところ、被申立人は、被申立人が指定する外部鑑定人による調査を実施することとした。指定された日時に本件建物に向いたところ、被申立人の指定した鑑定人と被申立人の担当者が既に本件建物内に立ち入って調査を行っており、鑑定の結果は依頼者である被申立人に報告すると告げられた。
- (2) 被申立人らが提出する鑑定書は、上記（１）の鑑定人による鑑定の結果作成されたものであり、本件雨漏りは、築後 30 年の経年劣化によるものであるとして、支払事由に該当しないとするものである。しかし、上記鑑定は、申立人の立会いもなく、降雪による損壊箇所の特定制もできない状況の下で行われたものであるから、その鑑定結果は公正ではなく、同鑑定は採用すべきではない。
- (3) 申立人は、修理業者から平成 28 年 4 月に修理見積書を手に入れ、これを被申立人に提出した。
- (4) 被申立人から渡された「共済金請求のご案内」には、「共済団体が実施した事故調査及び損害査定の結果、約款・事業規約にもとづくお支払い要件を満たさず共済金のお支払いの対象とならない場合であっても、修理業者よりご取得いただいた修理見積書をご提出いただいた場合は、再度、事故調査および損害査定を実施します」「調査時に立会いをお願いいたします」と明記されている。

それにもかかわらず、被申立人は再度の事故調査及び損害査定を行わず、また、被申立人の指定した鑑定人が本件建物を調査した際、申立人に立会いの機会を与えなかったことは、不当である。

＜共済団体の主張＞

申立人の請求は認められない、との判断を求める。

(1) 被申立人が依頼した鑑定人は、平成 28 年 2 月、本件建物の屋根及び建物内の目視確認を行い、次のような鑑定結果（本件鑑定書）を提出している。

- ① 屋根折板に築後 30 年に相当する経年劣化以外に認識できる異常はなかった。
- ② 雨止シーリングに生じた隙間は経年劣化によってシーリング材が収縮したことによるもので、これは雪災を含む自然災害によってもたらされた突発的な事象ではない。
- ③ 建物内部の雨漏りによる被害は、経年劣化部位からの侵込み・吹込みであって、少なくとも数年前から発生していたものである。

本件鑑定書の以上の判断によれば、本件雨漏りによる被害は、経年劣化によるものであり、自然災害に起因するものではないから、上記被害は共済金支払事由には該当しない。

(2) 申立人は、「共済金請求のご案内」に記載する再度の事故調査および損害査定を行わなかったことを非難するが、その趣旨は、大規模な災害により共済金支払対象物件が多数にのぼり、鑑定士の鑑定によらない簡易な査定のみによって案件の処理がされ、支払の対象外となった物件について、後日、見積書によって支払事由に該当する可能性がある場合に、共済団体が必要と認めるとき、再度調査をすることがあるということである。この取扱いは、約款・事業規約に根拠規定を持つものでもなく、被申立人の法的義務ではない。

本件では、事前に提出された見積書に基づいて鑑定人による専門的な鑑定が行われているため、再度の鑑定を行う必要性はない。

(3) 申立人は、被申立人組合が依頼した鑑定人が申立人に立会いの機会を与えることなく本件建物を調査したことを非難するが、同鑑定人は本件建物の屋根全体を調査した上で本件鑑定書を作成しており、申立人の立会いの有無は本件鑑定書の評価を左右するものではない。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

(1) 本件建物については、平成 28 年 1 月の降雪により本件雨漏りが生じており、本件雨漏りをもたらした上記降雪が自然災害といえるかどうか争われている。

当日、市内では 5 cm の最大積雪量があったことが認められる。

そして、本件鑑定書の鑑定の結果、同鑑定書添付の写真等によれば、本件建物は、建築後 31 年を経過し、相当に老朽化していることが認められるが、本件雨漏りが上記降雪によって本件建物の屋根の一部が損壊したことを原因として生じたことにつ

いては、これを認めるに足りる証拠がない。

- (2) 本件雨漏りが自然災害（降雪）による本件建物の屋根の一部の損壊によって生じたことについては、申立人が証明責任を負うところ、証拠資料のほかに申立人の主張を認めるに足りる証拠は見当たらないから、申立人の本件申立ては理由がないというほかはない。